

附属書三（第三章（原産地規則）関係） 原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項

原産地証明書の基本的な記載事項

基本的な記載事項	説明
輸出者又は生産者の詳細	輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所（必須）並びにその他の連絡先についての詳細（任意）
証明番号	輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関によって発給される原産地証明書ごとに付する個別番号
品名及び統一システムの関税分類番号	品名（統一システムの関税分類番号（六桁）を含む。）、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量（総重量又は正味重量）、数量（数量単位）その他の計量値（リットル、立方メートル等）並びに仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための他の十分に詳細な情報
特恵の基準	適用される原産性の基準（W O、P E又はP S R）。原産地規則は、第三章（原産地規則）

申告	その他	
日本国とオーストラリアとの経済連携協定の規定の適用上、産品が原産品である旨を記	<p>両締約国で合意するその他の記述</p> <p>明書の再発給についての記述</p> <p>該当する場合には第三国の仕入書の使用、遡及的な発給及び船積みの日並びに原産地証明書の再発給についての記述</p> <p>用に関する記述を含む。）</p> <p>その他の全ての関連する原産性の基準又は要件の明示（僅少の非原産材料又は累積の適用に関する記述を含む。）</p>	<p>（則）及び附属書二（品目別規則）に定める。</p> <p>注釈 関税上の特惠待遇を受けるため、各産品は、次の基準のうち少なくとも一の基準を満たさなければならない。</p> <p>特惠の基準</p> <p>W O 締約国において完全に得られる産品であって、この協定の第三・三条（原産地規則―完全に得られる産品）に規定するもの</p> <p>P E 締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品</p> <p>P S R 一又は二以上の生産者によって一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として附属書二（品目別規則）の全ての関連する要件を満たす産品であって、当該産品の生産の最終工程（この協定の第三・七条（原産地規則―原産資格を与えることとならない作業）に規定する作業を除く。）が輸出締約国において行われたもの</p>

原産地証明文書の基本的な記載事項

基本的な記載事項	説明
<p>輸出者又は生産者の詳細</p> <p>品名及び統一システムの関税分類番号</p>	<p>氏名又は名称及び住所</p> <p>品名（統一システムの関税分類番号（六桁）を含む。）（必須）、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量（総重量又は正味重量）、数量（数量単位）その他の計量値（リットル、立方メートル等）並びに仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための他の十分に詳細な情報（判明している場合）</p>
<p>証明</p>	<p>載した輸出者、生産者又はその権限を与えられた代理人による申告</p> <p>輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関によって発給される証明であつて、原産地証明書に記載された産品が、提出された証拠に基づき、第三章（原産地規則）の全ての関連する要件を満たす旨を記載するもの</p>

<p>証明</p>	<p>その他</p>	<p>特恵の基準</p>
<p>輸入者、輸出者又は生産者によって保持される証拠及び記録に基づいて作成される証明</p>	<p>その他の全ての関連する原産性の基準又は要件の明示（僅少の非原産材料又は累積の適用に関する記述を含む。）      該当する場合には第三国の仕入書の使用についての記述      両締約国で合意するその他の記述</p>	<p>適用される原産性の基準（W O、P E又はP S R）。原産地規則は、第三章（原産地規則）及び附属書二（品目別規則）に定める。      注釈 関税上の特恵待遇を受けるため、各産品は、次の基準のうち少なくとも一の基準を満たさなければならない。      特恵の基準      W O 締約国において完全に得られる産品であつて、この協定の第三・三条（原産地規則―完全に得られる産品）に規定するもの      P E 締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品      P S R 一又は二以上の生産者によつて一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として附属書二（品目別規則）の全ての関連する要件を満たす産品であつて、当該産品の生産の最終工程（この協定の第三・七条（原産地規則―原産資格を与えることとならない作業）に規定する作業を除く。）が輸出締約国において行われたもの</p>

であつて、原産地証明文書に記載された産品が、第三章（原産地規則）の全ての関連する要件を満たし、及び日本国とオーストラリアとの経済連携協定の適用上、当該産品が原産品である旨を記載するもの並びにその作成日  
当該原産地証明文書を作成した輸入者、輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所